

令和6年2月21日（水）

津島市市民生活部生活環境課（大澤、八木）

電話番号 0567-55-9368（ダイヤルイン）

## <議案名> 議案11号 津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の 予防に関する条例の制定について

### 1 制定内容

市内に産業廃棄物の最終処分場、中間処理施設、積替え・保管場所を新規に設置又は既存の施設等を変更するときに、事業者が関係住民に対して事業計画等を周知すること等の手続きを定める条例です。

#### (1) 事業者が行う手続き

- ア 事業計画書、周知計画書の提出
- イ 関係住民への説明会の開催
- ウ 関係住民から提出された意見書に対して見解書の提出
- エ 環境保全に関する誓約書の提出
- オ 関係住民から求められたときは環境保全に関する協定の締結

#### (2) 市の役割

- ア 紛争の予防に努め、紛争が生じたときは調整を図る
- イ 必要に応じて事業者への指導、報告徴収を行う
- ウ 事業者が手続きを行わないときは勧告を行う
- エ 事業者が勧告に係る措置を行わないときは命令を行う
- オ 事業者が命令に従わないときは事業者の名称等を公表する

### 2 制定理由

産業廃棄物処理施設等の設置等にあたり、事前に必要な手続きを定めることにより、情報共有を図り、事業者と関係住民との間における紛争を予防することを目的とします。

### 3 参考事項

施行期日 令和6年7月1日